

第2章 都市の安全と環境

2-1 災害の防止

1 市民とともに築く地域の安全

基本方針

防災に関する情報を市民にわかりやすく提供し、防災意識の普及につとめるとともに、市民の自主的な防災活動を支援し、地域防災力の向上をはかります。

現状と課題

大規模な地震や豪雨などの災害に対して、常日頃からの予防対策、発生時の応急対策の強化により被害を軽減することが求められており、本市ではそれら対策の強化につとめていますが、行政のみでは対応に限界があります。そのため、消防団、防災安心まちづくり委員会を中心として、地域防災力の向上をはかることが重要です。

地域防災力のさらなる向上に向け、自助、共助、公助にもとづく災害に強いまちづくりをより一層推進する必要があります。

災害の防止

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
防災安心まちづくり強化推進学区の累積実施率	56% (17年度)	100%	消防局
数値目標設定の考え方：計画的に強化推進学区を設定し、事業内容の充実をはかる。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑰～⑳の事業量等]	所管局
防災安心まちづくり事業	住民主体の地域防災コミュニティをつくるため、小学校区単位で組織された防災安心まちづくり委員会を中心とした住民参画型の防火防災活動を展開			消防局
	・協働による防火防災事業の実施	実施	実施	
	・強化推進学区事業の実施	実施	実施	

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
大雨に備えた準備強化の取り組み	<p>大雨に備えた自助の啓発により、「公助」と「自助」が一体となった浸水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水対策における下水道の役割のPR ・ 大雨に備えた「自助」啓発活動の実施 	<p>雨水ポンプ所・雨水貯留施設の公開</p> <p>啓発用リーフレットの作成・配布</p> <p>雨水ポンプの運転状況のインターネット公開</p>	<p>雨水ポンプ所・雨水貯留施設の公開</p> <p>啓発用リーフレットの作成・配布</p> <p>雨水ポンプの運転状況のインターネット公開</p>	<p>緑政土木局</p> <p>上下水道局</p>
地域と連携した防災体制の構築	<p>地域と協働した防災訓練や、他都市と連携した防災訓練などを実施</p> <p>局退職者協力員の防災訓練参加および研修を実施</p>	<p>実施</p> <p>実施</p>	<p>実施</p> <p>実施</p>	上下水道局
災害用備蓄飲料水「名水」の販売	災害用備蓄飲料水として水の缶詰「名水」を販売	実施	実施	上下水道局
災害時要援護者の避難・救助体制の充実	地域での共助を促進するため、災害時要援護者を含めた地域の人々による自主的な助け合いの仕組みづくりを推進	推進体制の整備	推進	<p>消防局</p> <p>健康福祉局</p>
消防団活動の充実整備	<p>地域防災力の中核となる消防団の活動を円滑に推進するため、施設および資機材などを整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団詰所の改築・改修 ・ 消防団活動用資機材・車両の充実整備 	<p>実施</p> <p>実施</p>	<p>実施</p> <p>実施</p>	消防局

2 災害から市民を守る体制の整備

基本方針

想定されるさまざまな災害に備えて、迅速かつ的確な対応をとることができる消防防災体制の整備をすすめます。

急増する救急需要に対応して、応急手当技術の市民への普及推進をはかるとともに、救急体制の強化を行います。

現状と課題

急増する救急需要への対応、救急救命士の行う処置拡大への対応とともに、火災による死者の多くを占める住宅火災を防止するための対策の推進が求められています。

また、放火火災への対策、災害時の帰宅困難者や避難所生活者への対策、多様化する事故等に対応できる体制強化も推進していく必要があります。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
防火対象物定期点検結果の報告率	52% (17年度)	60%	消防局
数値目標設定の考え方：防火対象物定期点検報告制度を普及することにより、防火管理などの面において建物の安全性の向上をはかる。			
心肺停止傷病者に対する応急手当の実施率	36% (17年度)	40%	消防局
数値目標設定の考え方：救急隊の到着までの間に、現場に居あわせた市民による心肺停止傷病者に対する応急手当の実施率の向上をめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 【19～22の事業量等】	所管局
住宅用火災警報器の設置促進	<p>新築住宅については、平成18年6月1日から、既存の住宅については、平成20年5月末までに、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたため、設置促進のための広報活動を推進</p> <p>・住宅用火災警報器の適正な設置に関する情報提供</p>	実施	実施	消防局

	<ul style="list-style-type: none"> ・相談や問い合わせに対する適切な対応 ・悪質訪問販売に対する注意喚起 	実施	実施	
		実施	実施	
出動体制の充実	<p>消防隊が出動からおおむね5分以内に現場へ到着し、消火活動、人命救助活動などに従事できる体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場への到着が遅れる地域のうち、人口増加が著しい地域へ出張所を移転整備 	—	移転改築工事完了 緑区東部方面出張所	消防局
特別高度救助隊の整備	大規模・特殊災害等への対応力を強化するため、特別高度救助隊の整備に必要な資機材などを配備	—	地震警報器、二酸化炭素探査装置および特殊災害対応自動車の特別消防隊への配備	消防局
放火防止対策の充実	<p>「放火されない環境づくり」の推進を地域と一体となって取り組むことにより、放火火災の発生を防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放火防止モデル地区の設定 ・連続放火火災発生時における緊急広報および巡回警備 	年48学区 実施	年48学区 実施	消防局
防火セーフティマーク制度の推進	<p>防火対象物の安全性向上のため、関係者の自主防火管理の推進、違反事項の是正に必要な指導および体制を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検未実施対象物への指導 ・新たに定期点検報告制度の対象となった関係者への普及啓発 ・査察・違反処理体制の強化 	実施 実施 体制強化の検討	実施 実施 機動査察隊の設置および体制の強化	消防局

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑩～⑫の事業量等]	所管局
消防署等の整備	災害発生時に防災活動の拠点となる消防署・出張所の改築を実施	改築工事中 熱田消防署	改築工事完了 熱田消防署	消防局
消防車両・資機材等の充実	老朽化した消防車両の更新、機能強化を実施	更新	更新	消防局
消防水利の充実	大規模地震発生時の消防水利を確保するため、漏水被害のない耐震性防火水槽を設置	累計599基	累計655基	消防局
救急救命士業務の高度化	救急隊員の教育体制などを充実させるとともに、救急救命士の処置拡大に対応した救急活動体制を整備 ・救急救命士の養成 ・気管挿管が実施可能な救急救命士の養成 ・薬剤投与が実施可能な救急救命士の養成 ・メディカルコントロール体制 ^{*1} の充実	累計275人 累計30人 累計70人 検証・評価体制の運用 再教育体制の再構築	累計319人 累計78人 累計206人 検証・評価体制の充実 再教育の充実・実施	消防局
応急手当の普及啓発	救急隊が到着するまでの間に市民が応急手当を行うことができるように、応急手当技術の普及を推進 ・救命講習の実施 ・応急手当普及員の養成、活動支援の実施	救命講習受講者 年19,000人 応急手当普及員養成 年400人	救命講習受講者 年19,000人 応急手当普及員養成 年400人	消防局

^{*1} メディカルコントロール体制

医師や医療機関との連携をはかり、救急現場で医師から適切な指導を受け、また、応急処置などが適切だったかどうかを専門医が医学的見地から事後検証をし、応急処置の質を高めるとともに救急隊員の資質の向上をはかる体制。

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
救急隊の増隊	救急隊の増隊に向けて庁舎などを整備	改修工事完了 堀田出張所	2隊増隊 堀田救急隊 守西救急隊 庁舎・車両の整備 1か所 緑区東部方面出張所	消防局
医療救護体制の充実	医療救護活動に使用する災害用救急医療資材を更新	更新	更新	健康福祉局
食糧等生活必需品の確保体制の確立	東海・東南海の連動地震などを想定した場合の必要量を確保するための体制を確立	防災備蓄倉庫の整備（市立小中学校86校） 物資供給協定先 13事業者	防災備蓄倉庫の整備（市立小中学校284校） 物資供給協定の新規締結	消防局 健康福祉局
帰宅困難者対策の推進	警戒宣言時に交通機関が運行停止した場合に発生する帰宅困難者への対策を推進	徒歩帰宅支援マップの作成 帰宅困難者訓練の実施	徒歩帰宅支援マップの更新 帰宅困難者訓練の実施	消防局
応急危険度判定体制の整備	愛知県地震対策推進協議会や被災宅地危険度判定連絡協議会においてすすめる判定士の養成、判定機材の備蓄、模擬訓練、傷害保険積立金などの事業に積極的に参画し、体制の整備を推進 震災等の後、災害対策本部のもとに必要なに応じて置かれる判定実施本部において、民間の判定士との協力のもと危険度判定が実施できる体制について検討・整備	応急危険度判定士登録者数 累計2,136名 被災宅地危険度判定士登録者数 累計89名 判定実施体制の検討	応急危険度判定士登録者数 累計2,700名 被災宅地危険度判定士登録者数 累計120名 判定実施体制の整備	住宅都市局

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑱～㉔の事業量等]	所管局
総合防災情報システムの更新	<p>指令管制システム、消防・救急無線および地域防災無線などをデジタル方式へ対応するよう更新・改修</p> <p>津波警報など即時に対応が必要な情報をサイレンや音声で市民に伝達する同報無線に、瞬時に自動起動させるシステムを整備</p>	<p>指令管制システム および地域防災無線の基本設計</p> <p>—</p>	<p>指令管制システム および地域防災無線の更新</p> <p>消防・救急無線の基本設計・調査</p> <p>衛星地球局の改修</p> <p>瞬時警報システムの整備完了</p>	消防局
道路・河川等の監視情報システムの整備	道路・河川などの災害情報を収集し、関係機関へ提供することにより、迅速かつ適切な防災・復旧活動を支援	<p>防災上重要な観測点の設置</p> <p>河川 完了 道路 一部完了</p>	<p>防災上重要な観測点の設置</p> <p>道路 完了</p>	緑政土木局

3 地震や火災に強いまちづくり

基本方針

地震や火災などの災害に備えて、都市基盤の整備や老朽木造住宅密集地域の改善など総合的な防災対策の推進により、災害に強いまちづくりをめざします。

現状と課題

防災活動拠点となる庁舎・病院・消防署・学校など、平成16年度までの調査において耐震対策が必要となった建物について、耐震対策をすすめています。また、福祉会館や保育所など、高齢者・障害者・乳幼児などの災害時要援護者が利用する施設の耐震対策も急務となっているとともに、橋りょう、水道施設などの耐震化についても早急を実施する必要があります。

さらに、民間木造住宅の無料耐震診断などによる耐震化の促進、住宅密集地域での防災公園の整備による防災性の向上も重要な課題となっています。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
防災拠点施設等の耐震化率	74% (17年度)	100%	住宅都市局 はじめ関係局
数値目標設定の考え方：耐震診断結果から耐震対策が必要となった防災拠点施設および災害時要援護者が専ら利用する施設について、耐震化率の向上をめざす。			
応急給水管路の耐震化率	84% (17年度)	100%	上下水道局
数値目標設定の考え方：応急給水施設へ至る水道管路の耐震性の向上をめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
都市防災総合推進事業	大規模な地震等に伴って発生する市街地火災から、住民の生命・身体および財産を保護し、避難路の安全性を確保するため、不燃化促進区域内における建築物の耐火化に助成 ・ 広小路線地区	耐火率55% 助成	耐火率63% 助成 [24棟]	住宅都市局

	・新規地区	—	都市計画手続 助成	
民間住宅の耐震化の支援	新耐震基準施行前に着工された民間住宅の耐震化を支援 ・木造住宅 無料耐震診断および耐震改修助成による耐震化の促進 ・非木造住宅 耐震診断助成などによる耐震化の促進	促進 促進	促進 促進	住宅都市局
防災公園（住宅密集型公園）の整備	災害時の避難地となる防災公園の用地取得と整備を実施 ・川名公園 ・米野公園	整備 2.6ha 暫定整備 0.6ha	整備完了 5.5ha [完了2.9ha] 暫定整備 1.3ha [完了0.7ha]	緑政土木局
防災拠点施設等の耐震改修	防災拠点施設、災害時要援護者施設について、耐震診断の結果をふまえ、順次耐震改修を実施 ・市役所西庁舎 ・市役所本庁舎 ・区役所（千種） ・保健所（千種） ・市立病院（守山・緑） ・公会堂 ・中央卸売市場北部市場管理棟 ・小学校、中学校 ・高等学校 ・幼稚園 ・保育所 ・福祉会館 ・児童館	耐震診断 耐震改修	耐震改修の実施	総務局 市民経済局 健康福祉局 教育委員会 子ども青少年局 住宅都市局

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
民間社会福祉施設の耐震化	保育所、児童養護施設、母子生活支援施設の耐震診断結果にもとづく耐震補助を実施	実施	実施	子ども青少年局
水道施設の耐震化	水道基幹施設のうち、軟弱地盤地域に立地する浄水施設などを優先的に耐震化	朝日系施設耐震化整備	朝日系施設耐震化整備 [大治浄水場、朝日取水場、朝日系導水管など]	上下水道局
	被害が想定される水道建築施設を耐震補強	主要建築構造物耐震化率 89%	主要建築構造物耐震化率 100% [大治浄水場など]	
	送配水機能などのバックアップ体制の強化	春日井送水幹線整備	春日井送水幹線整備、鍋屋上野浄水場・鳴海配水場非常用発電設備整備など	
	応急給水施設へ至る水道管路の耐震性を向上	応急給水管路の耐震化率 87%	応急給水管路の耐震化率 100%	
下水道施設の耐震化	耐震診断により補強が必要な下水道施設の耐震化を実施	耐震補強	耐震補強 15か所	上下水道局
	重要な幹線などの耐震化を実施	実施	実施	
橋りょうの耐震対策	緊急輸送道路上の橋りょうや跨線橋・跨道橋の耐震化を実施	耐震補強 累計33橋	耐震補強完了 累計37橋 [完了4橋]	緑政土木局
		耐震改築 設計1橋	耐震改築 [整備2橋]	
	その他の道路で耐震化の必要性が高い橋りょうを優先的に実施	検討	耐震補強整備	

4 大雨に強いまちづくり

基本方針

浸水などをもたらす大雨に備えて、河川や下水道の整備により洪水や浸水に対する安全度を向上させるとともに、雨水貯留施設や浸透施設の設置などの雨水流出抑制策をすすめ、大雨に強いまちづくりをめざします。

現状と課題

洪水や浸水に対する安全度を向上させるため、1時間に50mmの降雨に対応できることを目標として、河川や下水道などの整備をすすめています。一方、市街化の進展や、樹林地や農地の減少により、雨水が地面に浸透しにくくなるなど、洪水や浸水などの水害が発生しやすい都市環境になってきています。

また、平成12年9月の東海豪雨や平成16年の集中豪雨など、1時間に50mmを超える大雨が近年増加傾向にあります。そこで、著しい浸水被害の発生した地域や都市機能の集中する地域で、1時間に60mmの降雨に対応できるように引き続き緊急雨水整備事業をすすめています。

今後は、雨水貯留浸透施設の設置を含めた河川や下水道の整備、市民や事業者などによる雨水流出抑制の普及促進など、自助・共助・公助を組み合わせた、「総合的な治水対策」を着実に推進していく必要があります。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
河川 ^{*2} の護岸整備率	87.4% (17年度)	89%	緑政土木局
数値目標設定の考え方：河川の護岸整備をすすめることにより治水安全度の向上をめざす。			
下水道による都市浸水対策達成率	90.2% (17年度)	100%	上下水道局
数値目標設定の考え方：1時間に50mmの降雨に対応するため、雨水貯留施設などの整備をすすめる。			

^{*2} 河川

この数値目標での河川とは、新堀川、香流川、長戸川、野添川、扇川、山崎川（ふるさと区間を除く）、戸田川をはじめ14の一級・二級河川をいう。

事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑱末見込み)	計画目標 [⑲～㉒の事業量等]	所管局
緊急雨水整備事業の推進	平成12年の東海豪雨や平成16年の集中豪雨により甚大な被害を受けた地域において、原則として1時間に60mmの降雨に対応できるよう、雨水貯留施設の整備やポンプの増強などを実施し、東海豪雨並みの降雨が発生した場合でも床上浸水をおおむね解消 ・ 雨水貯留施設の整備 ・ ポンプ増強	累計15か所 累計6か所	累計32か所 [完了17か所] 累計15か所 [完了9か所]	上下水道局
河川の整備	1時間に50mm（特に重要な河川については60mmまたは80mm）の降雨に対処できるよう、生物の生息環境に配慮しながら護岸改修・河道掘削などを実施	護岸改修 累計58.2km 河道掘削 累計1,765,830m ³ —	護岸改修 累計58.8km [延長0.6km] 河道掘削 累計1,815,530m ³ [49,700m ³] 排水機場整備	緑政土木局
下水道の整備（雨水）	1時間に50mmの降雨に対応できるよう、雨水貯留施設などを整備	雨水貯留施設 累計40か所	雨水貯留施設 累計45か所 [完了5か所]	上下水道局
下水道施設の改築・更新（ポンプ所）	下水道の雨水排除機能を維持するため、老朽化しているポンプ所の改築・更新を、耐震化や機能強化などに留意して実施	更新	更新18か所	上下水道局
一般排水路の整備	1時間に50mmの降雨に対処できるよう、一般排水路を整備	累計811.3km	累計821.9km [完了10.6km]	緑政土木局

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑱～㉒の事業量等]	所管局
山崎川下流部橋りょうの改築等	山崎川の下流部において、豪雨時に河川の流れを阻害する鉄道橋の補強などを推進	JR橋予備設計	JR橋補強工事完了	緑政土木局
ため池の整備	<p>治水面で洪水調節池としての機能を発揮するため池について、良好な自然環境にも配慮して護岸整備などを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護岸整備など ・ため池水位監視システムの整備 	<p>累計48池</p> <p>整備</p>	<p>累計49池</p> <p>[完了1池 整備1池]</p> <p>完了 遠方監視装置設置完了</p>	緑政土木局
雨水流出抑制策の推進	<p>流域の保水・遊水機能を回復させるため、校庭などの地下に雨水を一時貯留、浸透させる施設を設置</p> <p>市民や事業者などに対する雨水貯留浸透施設設置の普及啓発および普及促進策の強化</p> <p>新川流域における特定都市河川浸水被害対策法にもとづく雨水浸透阻害行為の規制などの実施</p> <p>雨水貯留浸透施設の設置効果の調査</p>	<p>累計59か所 貯留量45,970m³</p> <p>民間開発行為などによる雨水流出抑制量 年4,058m³ (平成17年度実績)</p> <p>普及促進策の検討</p> <p>実施</p> <p>調査計画の策定</p>	<p>累計63か所 貯留量48,170m³</p> <p>[完了4か所 2,200m³]</p> <p>民間開発行為などによる雨水流出抑制量 年4,000m³</p> <p>普及促進策の実施および実績の検証にもとづく再検討</p> <p>実施</p> <p>効果測定の実施</p>	<p>緑政土木局</p> <p>上下水道局</p>

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
低地・丘陵地雨水対策の推進	雨水が集中しやすい低地において、雨水排水管の整備などを実施 地形勾配が急なため、雨水が集中し浸水被害が発生しやすい東部丘陵地において、雨水排水管の整備などを実施	雨水排水管整備 累計1.1km 雨水貯留施設整備 累計3か所 整備 累計7地区	雨水排水管整備 累計1.5km [完了0.4km] 雨水貯留施設整備 累計4か所 [完了1か所] 整備 累計8地区 [完了1地区 整備1地区]	緑政土木局
浸水地区排水施設改良	雨水が集中しやすく浸水の危険度が高い地区において、耐用年数の経過した電気設備・ポンプの更新や老朽施設（管路）の更新を実施	ポンプ更新 荒子川ポンプ所着手 電気設備更新 — 老朽施設（管路）の更新の検討	ポンプ更新 荒子川ポンプ所整備 電気設備更新 藤前ポンプ所完了 老朽施設（管路）の更新 [完了1.2km]	緑政土木局

2-2 環境の保全と緑化

1 環境保全活動の促進

基本方針

「環境首都なごや」の実現をめざし、市民・事業者・行政の協働のもと、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の定着をはかることにより、自ら主体的に環境保全活動に取り組む都市の形成をはかります。

地球規模の環境問題に関する取り組みを積極的にすすめ、環境への負荷を低減し、地域と連携して地球環境保全に貢献する都市の形成をめざします。また、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス^{*1}については、市内の排出総量を平成22年（2010年）までに平成2年（1990年）の水準から10%の削減をめざします。

現状と課題

今日の環境問題の多くは、市民の日常生活や企業の事業活動などに起因すると言われています。本市では、平成18年度に「名古屋市環境基本計画」を改定し、広範多岐にわたる環境問題に対して、市民・事業者・行政の協働を軸として取り組んでいます。

なかでも、地球温暖化対策については、エコライフの実践や環境に配慮した事業活動の促進をはかっているものの、市内の二酸化炭素の排出量は、基準年（平成2年）と比較して4.2%増加（平成15年）しており、特に、家庭生活、オフィス、自動車などからの排出量が依然として増加傾向にあります。こうした状況をふまえ、平成18年度に「第2次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定して、市民・事業者の各主体における削減目標を明示しました。今後は、それぞれが今まで以上に具体的な行動を起こし、ともに取り組みをすすめていくことが必要です。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
二酸化炭素の排出量	1,677万トン-CO ₂ (15年)	1,449万トン-CO ₂ (22年)	環境局
数値目標設定の考え方：市民・事業者・行政の協働による取り組みによって、平成22年までに平成2年の水準（1,610万トン-CO ₂ ）から10%削減する。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 【19～22の事業量等】	所管局
環境首都なごやを支える人づくり・人の輪づくり	環境首都なごや、持続可能な地球社会を支える人づくり・人の輪づくりをめざす「なごや環境大学」の推進	市民協働プロジェクトや市民講座などの実施	市民協働プロジェクトや市民講座などの実施	環境局 はじめ関係局

^{*1} 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体が、太陽光線の熱を吸収した地表面から放射する赤外線を吸収し、地球を暖める現象を温室効果といい、こうした効果をもたらす気体を温室効果ガスという。

	<p>身近な環境から地球環境まで幅広く学ぶ環境教育の拠点施設として「環境学習センター」を運営</p> <p>子どもたちが環境問題を理解し、主体的に環境保全活動に取り組む「ヤングなごやISO」を推進</p> <p>地域における環境教育の推進</p> <p>環境問題についてともに考え、具体的な行動を実践する契機として「環境デーなごや」を開催</p> <p>ラムサール条約*2登録湿地「藤前干潟」の保全・活用を推進</p>	<p>なごや環境大学と連携した環境教育の拠点施設としての機能充実</p> <p>全ての園および市立学校で実施</p> <p>地域におけるエコライフの普及・啓発の実施</p> <p>実施</p> <p>普及啓発イベントなどの実施</p>	<p>なごや環境大学と連携した環境教育の拠点施設としての機能充実</p> <p>取り組み内容の充実、取り組み校の拡大</p> <p>地域の特色を生かした環境教育の実施および園・学校との連携</p> <p>実施</p> <p>普及啓発イベント、環境学習プログラム、海外との湿地提携による交流事業などの実施</p>	
市の率先行動	<p>ISO14001*3にもとづく「環境マネジメントシステム」および「なごやエコ・システム」の運用・拡大による環境保全の取り組みを推進</p> <p>第3次庁内環境保全率先行動計画を策定し、率先して環境負荷の低減などの取り組みを実施</p> <p>水環境の向上に大きな役割を果たす上下水道事業全体の環境保全活動を推進</p>	<p>ISO14001の認証の更新・運用および「なごやエコ・システム」の運用</p> <p>第3次庁内環境保全率先行動計画の策定</p> <p>上下水道事業に係る環境基本計画・行動計画の策定</p>	<p>ISO14001および「なごやエコ・システム」の運用・拡大</p> <p>第3次庁内環境保全率先行動計画にもとづく取り組みの推進</p> <p>行動計画にもとづく取り組みの推進</p>	環境局、上下水道局はじめ関係局

*2 ラムサール条約

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。各国が湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化などの情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めている。

*3 ISO14001

ISO (International Organization for Standardizationの略。国際標準化機構) が定める環境管理制度に関する規格で環境保全の取り組みの効果と成果を自主的に評価し、その結果にもとづいて新しい目標に取り組む継続的改善システム。

	燃料電池 ^{※4} などの導入や最新環境技術研究会の実施などにより新エネルギー・新技術の導入を推進	最新環境技術研究会の実施 瑞穂消防署堀田出張所燃料電池導入	最新環境技術研究会の実施などによる新エネルギーの導入 北環境事業所太陽光発電システム設置 大治浄水場NaS電池 ^{※5} 設備設置 鍋屋上野浄水場急速ろ過池太陽光発電システム設置	
地球環境保全のための国際貢献	「2010年生物多様性条約第10回締約国会議」の誘致・開催 ICLEI ^{※6} 日本を通じ、国内外の自治体と協力・連携し、国際環境協力を貢献	情報収集・検討 実施	会議の誘致・開催 実施	環境局 はじめ 関係局
省エネルギー・新エネルギーの普及促進	省エネラベルを活用した省エネ家電製品の普及促進 住宅の省エネルギーをはかるため、高効率給湯器などの普及促進 家庭用小型燃料電池などの新エネルギーの普及促進 中小企業の省エネルギー対策の促進 中小企業を対象に、環境保全設備の設置などの環境保全対策を促進するため、融資および利子補助を実施	普及促進 補助モデル事業の実施 98件 — — 実施	普及促進 普及促進 普及促進 省エネルギー対策などの支援 実施	環境局

※4 燃料電池
水素と酸素の化学反応により発電する装置。

※5 NaS電池
液体ナトリウムと液体硫黄、特殊セラミックスを利用した蓄電池で、電力使用量の少ない夜間に充電して、昼間にその電力を使うという利用方法により、電力負荷の平準化をはかるもの。

※6 ICLEI（イクレイー持続可能性をめざす自治体協議会）
地球環境保全をめざす地方自治体の国際間ネットワーク。

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
地域冷暖房施設のネットワーク化等の促進	都市環境への負荷を削減するため、地域冷暖房施設の整備促進・普及啓発をはかるとともに、施設のネットワーク化を促進	整備促進・普及啓発	整備促進・普及啓発 施設のネットワーク化の促進	住宅都市局
環境に配慮した建築物の整備促進	一定規模を超える建築物を対象に、建築物環境計画書の届出を義務付け、この概要を本市ホームページに公表することにより環境に配慮した建築物の整備を促進	実施	実施	住宅都市局
CO ₂ 削減に向けた協働の推進	CO ₂ 削減に向けた市民運動として、エコライフ宣言者の拡大をはかり、エコライフの実践の輪を拡大 CO ₂ 削減行動を可視化するエコマネーの制度を活用した取り組みを展開 身近な消費行動を通じて、持続的発展が可能な社会経済システムへの転換をはかる「グリーン購入」を推進 「エコ事業所」、「地球温暖化対策計画書」などの制度を活用し、事業者の自主的な取り組みを促進	220万市民の「もういちど！」大作戦の展開 エコマネーセンターへの支援、普及促進 東海三県一市グリーン購入キャンペーンの実施 エコ事業所 累計820件 地球温暖化対策計画書提出・指導	エコライフ宣言者の実践行動の定着を促進 エコマネー対象メニューの拡大、拠点の拡大 キャンペーンの実施および市民団体と協働したグリーン購入の推進 エコ事業所 累計2,000件 地球温暖化対策計画書提出・指導	環境局

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑱～㉔の事業量等]	所管局
自動車から排出されるCO ₂ 削減対策	<p>民間乗用車に対する低公害・低燃費車の普及を促進</p> <p>燃料の消費を抑える「エコドライブ」の実践を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車を対象に発進・加速時の燃料の消費を抑える「ふんわりスタート」の普及 ・事業用車を対象に燃費効率を高める「エコドライブモニター制度」を実施 ・アイドリング・ストップの実践促進 ・タクシーへのアイドリング・ストップ自動車購入補助 <p>市へ物品を配送する事業者に環境負荷の少ない自動車を用いることを求める「グリーン配送」を実施</p>	<p>普及目標の設定</p> <p>エコドライブ実施率 市民・事業者 約5割</p> <p>—</p> <p>モニター車両数 累計48台</p> <p>アイドリング・ストップ宣言者 累計18,452人 (17年度末)</p> <p>補助 累計92台</p> <p>検討・試行</p>	<p>普及促進</p> <p>エコドライブ実施率 市民 6割 事業者 8割</p> <p>普及促進</p> <p>モニター車両数 累計84台</p> <p>アイドリング・ストップ宣言者 累計40,000人</p> <p>補助 累計692台</p> <p>実施・普及</p>	環境局
事業の計画策定・実施に当たっての環境配慮の推進	<p>環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際して、あらかじめ環境保全の見地からの適正な配慮がなされるよう、環境影響評価条例を適正かつ円滑に運用</p> <p>事業の実施に先立つ構想・計画の段階において環境影響評価を行う「戦略的環境アセスメント制度」の導入</p>	<p>環境影響評価の推進</p> <p>導入に向けた検討</p>	<p>環境影響評価の推進</p> <p>導入</p>	環境局

2 公害のない快適な生活環境の確保

基本方針

大気、水などの環境の保全や有害化学物質対策に取り組み、公害のない快適な生活環境の確保をめざします。

現状と課題

現在の環境問題は、かつての産業型公害を中心とした問題から、都市生活型公害、さらには地球環境問題、土壌汚染問題、有害化学物質問題、石綿問題など、多様化、複雑化してきています。

こうした問題に対応するため、平成15年10月に「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（環境保全条例）」を施行しました。さらに、平成17年7月には、本市の環境行政を計画的かつ総合的に推進していく上での政策上の到達目標として、新たな環境目標値を定めるとともに、水質の市民環境モニタリングを開始しました。

今後は、環境基準・環境目標値の達成に向けて、法律や条例にもとづき適正な規制・指導を推進するとともに、市民・事業者・行政の協働による取り組みが必要になっています。協働をすすめるにあたっては、今まで以上に三者が情報を共有し、相互のコミュニケーションや交流・連携をはかっていくことが必要です。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
大気環境目標値の達成率（二酸化窒素）	10.3% (17年度)	50%以上	環境局
数値目標設定の考え方：市民の健康を保護し、快適な生活環境を確保する上で維持されることが望ましい「環境目標値」の達成率の向上をめざす。			
水質環境目標値の達成率（BOD ^{*7} ）	73.3% (17年度)	100%	環境局
数値目標設定の考え方：市民の健康を保護し、快適な生活環境を確保する上で維持されることが望ましい「環境目標値」の達成をめざす。			

^{*7} BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demandの略。河川の水の汚れを微生物によって分解するときに消費される酸素量。川の汚れの指標。

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
公害の監視と規制・指導	公害関連法令、環境保全条例などにもとづく工場・事業場への規制・指導の適正な執行 大気汚染、水質汚濁などの常時監視や実態調査などによる環境状況の把握と情報提供	環境目標値達成率 NO ₂ ：10.3% BOD：73.3% SPM ^{*8} ：96.3% ベンゼン：100% (17年度) 環境基準達成率 ダイオキシン ：100% (17年度)	環境目標値の達成率の向上、環境基準の達成・維持	環境局
環境目標値市民モニタリング	環境目標値の「親しみやすい指標」について、市民による環境目標値モニタリングを実施	モニタリングの実施	モニタリングの実施 環境目標値「親しみやすい指標」の達成・維持	環境局
石綿対策の推進	大気汚染防止法の未届工事を防ぐため、届出がされていない解体工事現場への立入検査・解体工事現場周辺の環境調査を実施 市民の不安を解消するため、専門の石綿相談員を配置するとともに、ホームページなどによる情報提供を実施 民間既存建築物における露出した吹付けアスベストの調査や除去などの改修に対する助成を実施	立入検査 年600件 実施 助成	立入検査 年600件 実施 助成 [調査事業 80件 改修事業 160件]	環境局 住宅都市局

^{*8} SPM（浮遊粒子状物質）

Suspended Particulate Matterの略。大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10マイクロメートル以下のもの。

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
有害化学物質による環境リスクの低減	<p>化学物質による環境汚染を未然に防止するため、PRTR法*9・環境保全条例にもとづき、事業者による自主的な管理の改善を促進</p> <p>事業者・市民・行政相互の化学物質に関する理解を深めるためのリスクコミュニケーション*10の推進</p>	<p>PRTR法にもとづく届出排出量 年2,700トン (17年度)</p> <p>なごや化学物質リスクコミュニケーション懇談会の開催</p> <p>化学物質情報提供システムの開発</p> <p>化学物質に関する講演会の開催</p>	<p>PRTR法にもとづく届出排出量の低減</p> <p>なごや化学物質リスクコミュニケーション懇談会の開催</p> <p>化学物質情報提供システムの運用・改善</p> <p>化学物質に関する講演会の開催</p>	環境局
自動車公害対策の推進	<p>ディーゼル貨物自動車に対する最新規制適合車への買い替え補助を実施</p> <p>本市公用車への低公害・低燃費車の導入</p> <p>市バス車両への低公害・低燃費車(新長期規制適合車を含む)の導入</p> <p>停車中にエンジンを停止させるアイドリングストップバスの導入(CNGバス*11を除く)</p> <p>燃料電池自動車を活用した低公害・低燃費車の普及啓発</p>	<p>補助 40台</p> <p>導入方針にもとづき導入</p> <p>低公害・低燃費車導入 10%</p> <p>アイドリングストップバスの導入 66% (CNGバスを除く)</p> <p>実施</p>	<p>補助 [80台]</p> <p>導入方針にもとづき導入</p> <p>低公害・低燃費車導入 60%</p> <p>アイドリングストップバスの導入 100% (CNGバスを除く)</p> <p>実施</p>	<p>環境局</p> <p>交通局</p>

*9 PRTR法

特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律。PRTR (Pollutant Release and Transfer Registerの略) とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中へ排出されたかなどのデータを事業者が把握して国に届出を行い、国が集計して公表する仕組み。

*10 リスクコミュニケーション

人の健康や生態系に悪い影響を及ぼすおそれ (リスク) に関する正確な情報を市民、事業者、行政などのすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通をはかること。

*11 CNGバス (圧縮天然ガスバス)

Compressed Natural Gas バスの略。軽油の代わりに圧縮された天然ガスを燃料とする低公害バス。

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑰～⑳の事業量等]	所管局
公害による健康被害の予防と救済	法律または条例の認定患者に対する補償給付などを実施	実施	実施	環境局
	転地療養、家庭療養指導など公害保健福祉事業を実施	実施	実施	
	健康相談、ぜん息教室など環境保健事業を実施	実施	実施	
	大気汚染に関する健康影響調査を実施	実施	実施	
油・悪臭の発生源に対する指導強化	地下排水槽からの悪臭発生に対する指導強化			上下水道局
	・地下排水槽が密集する地域を重点地区とした計画的実態調査と改善指導	実態調査・指導	実態調査・指導	
	・ビル管理者、関係団体へのPR	実施	実施	
	油による下水道の閉塞防止のPR	実施	実施	
	ディスポーザ ^{※12} 使用の自粛依頼・啓発	実施	実施	

※12 ディスポーザ
台所での出るごみを粉砕して直接公共下水道へ流す器具。

3 緑豊かなまちづくり

基本方針

市民1人当たりの都市公園等^{*13}の面積10m²をめざすとともに、パートナーシップによる緑の保全・創出を積極的にすすめることにより、四季の移ろいや自然とのふれあいを楽しむことができる緑豊かなまちづくりにつとめます。

また、「人と自然をつなぐ懸け橋」を目標に、東山動植物園の再生をすすめます。

環境の保全と緑化

現状と課題

本市では、平成12年度に「名古屋市みどりの基本計画 花・水・緑なごやプラン」を策定し、平成17年度には「緑のまちづくり条例」を施行するなど、緑地の保全・緑化の推進に取り組んでいますが、その一方で、都市化の進展にともない失われる緑の量も多く、全体として緑は減少傾向にあります。

このような中、緑を保全・創出していくには、緑化地域の指定など義務を伴う施策の推進をはかるとともに市民や企業との協働による取り組みが不可欠となっています。

また、市街地に囲まれた都市の緑地としては国内最大級の「東山の森」の中に位置する東山動植物園においては、環境と大交流の融合する舞台として再生をめざし、平成18年度には「東山動植物園再生プラン基本構想」を策定しました。再生は東山動植物園を「人と自然をつなぐ懸け橋」とすることをめざすとともに、それを核とした「東山の森」づくり、さらには周辺地区のまちづくりや活性化なども視野に入れていきます。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
市民1人当たりの都市公園等の面積	9.2m ² (17年度)	10m ²	緑政土木局
数値目標設定の考え方：都市公園や農業公園、港湾緑地など、緑の拠点となる空間の確保につとめる。			
緑のパートナー数	—	15団体	緑政土木局
数値目標設定の考え方：市民との協働による緑のまちづくりをすすめるために、緑のまちづくり活動に取り組む団体と市が協定を締結し、パートナーとして市が認定した団体数の増加につとめる。			

^{*13}都市公園等

「街区公園」「近隣公園」「総合公園」などの都市公園に、「農業公園」「どんぐり広場」「公共空地」「市民緑地」「港湾緑地」「公園予定地」などの都市公園に類する施設を含む。

事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑱末見込み)	計画目標 [⑲～㉔の事業量等]	所管局
みどりの基本計画改訂	現みどりの基本計画が平成22年度に目標年次を迎えるに当たって、みどりの基本計画を改訂するもの	—	改訂	緑政土木局
緑の保全と創出	緑の適切な保全と創出をはかり、良好な都市環境の確保を推進 ・ 緑化地域 ^{*14} の指定 ・ 特別緑地保全地区 ^{*15} の指定 ・ 緑地保全地域 ^{*16} の指定 ・ 工場・事業場緑化の促進 ・ 緑地協定 ^{*17} 、緑と花の協定 ^{*18} 、緑と花の景観地域 ^{*19} などを活用した緑化活動の支援	緑化地域の導入検討 累計71地区 183.3ha 緑地保全地域の導入検討 緑化協議の指導による緑地面積率 17.7% 緑地協定 4協定 緑と花の協定 14協定 緑と花の景観地域 4地域	緑化地域の指定、広報、周知、施行 累計75地区 [指定4地区] 緑地保全地域の指定、広報、周知、施行 緑化協議の指導による緑地面積率 20.0% 緑地協定 5協定 緑と花の協定 16協定 緑と花の景観地域 5地域	緑政土木局

^{*14}緑化地域

緑が不足している地域を都市計画で指定し、一定規模以上の敷地で建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける地域。

^{*15}特別緑地保全地区

都市における良好な自然環境を形成している緑地を都市計画で指定し、建築行為などを制限することにより緑を保全する地区。

^{*16}緑地保全地域

都市近郊の比較的大規模な緑地を都市計画で指定し、緩やかな規制により緑を保全する地域。

^{*17}緑地協定

都市緑地法にもとづく制度で、一定地域内の土地所有者などの全員の合意によって、地区内の緑化の方法などに関する協定を結ぶもの。地区内の統一的な美観をはかることを目的とする。

^{*18}緑と花の協定

緑地協定を補完するための緑のまちづくり条例にもとづく制度で、土地所有者などの7割の者の合意によって、地区内の緑化の方法などに関する協定を結ぶもの。地区内の統一的な美観をはかることを目的とする。

^{*19}緑と花の景観地域

緑のまちづくり条例にもとづく制度で、学区や町内会など、一定範囲の地域で市民と行政との協働により地域ぐるみで緑化の推進をはかるもの。

	・屋上・壁面緑化の推進	公共建築物 累計600m ² 民間建築物 累計3,600m ² 累計合計4,200m ²	公共建築物 累計1,000m ² [400m ²] 民間建築物 累計7,600m ² [4,000m ²] 累計合計8,600m ² [4,400m ²]	
市民緑地の推進	民有樹林地などを借り上げ、市民緑地として開放	累計4ha	累計12ha [設置8ha]	緑政土木局
緑のまちづくり活動への支援	市民・企業・行政の協働による緑のまちづくり活動への支援の推進 ・緑の情報提供と市民への学習機会の充実 ・緑のリーダーの育成 ・市民による緑地の管理の推進	緑化講習会など 年420回 人材育成計画の策定 協定締結、パートナー認定、協働による緑地の管理 7か所	緑化講習会など 年450回 人材育成講座、ライセンス制度、登録派遣制度の実施 協定締結、パートナー認定、協働による緑地の管理 15か所 [8か所]	緑政土木局
東山動植物園開園70周年記念事業	生命の尊さや自然環境の大切さを伝え、東山動植物園の魅力を再発信するとともに、東山再生のプロローグイベントとして、開園70周年記念事業を開催	記念事業準備・開催 (平成19年3月17日から)	記念事業開催 (平成19年6月3日まで) 合掌造りの家 屋根葺替え実施	緑政土木局

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑱～㉔の事業量等]	所管局
東山動植物園の再生	「人と自然をつなぐ懸け橋」として生まれ変わることを目標に、東山動植物園を再生	基本構想の策定 基本計画の策定	基本設計 実施設計 整備 [動植物園第1期 整備区域 平和公園南部等]	緑政土木局
なごや東山の森づくり	環境と大交流の融合する舞台として、東山動植物園の再生を核に、「なごや東山の森づくり」を市民・企業・行政のパートナーシップにより創出	東山の森づくり協働組織の育成支援	東山の森づくり協働組織の育成支援	緑政土木局
なごや西の森づくり	「健康とスポーツの里」を全体テーマとする戸田川緑地において、防災拠点として園路・広場などの施設を整備するとともに、市民・企業・行政のパートナーシップにより森を創出	供用面積 23.6ha 苗木の植樹 累計2.05ha サポートクラブの育成	供用面積 30.6ha [中央地区左岸 完了7.0ha] 苗木の植樹 累計3.52ha [完了1.47ha] サポートクラブの支援	緑政土木局
大規模公園・緑地の整備	大規模な公園・緑地（10ha以上）について、地域の特性や自然環境をふまえながら整備（天白公園・猪高緑地・勅使ヶ池緑地・明德公園）	用地取得および整備	整備 天白公園はじめ 3公園 [完了1.2ha]	緑政土木局
中規模公園の整備	中規模公園（4ha以上10ha未満）の整備または改良	整備または改良	整備または改良 [完了1公園 整備1公園 用地の取得 0.60ha]	緑政土木局

事業名	事業内容	現況 (⑱末見込み)	計画目標 [⑲～⑳の事業量等]	所管局
小規模公園の整備	街区公園の適正配置促進学区 ^{*20} の解消 小規模公園（4ha未満）の整備または改良	街区公園の適正配置 整備または改良	街区公園の適正配置 [完了4公園] 整備または改良 [新設10公園 改良3公園 トイレ整備 5か所]	緑政土木局
特色ある公園づくり	公園リフレッシュの機会をとらえ、魅力ある公園づくりを実施 子育て支援のため、幼児用の遊具などを積極的に取り入れた幼児コーナーを設置	公園リフレッシュ整備 —	公園リフレッシュ整備 [完了16公園] 幼児コーナーの設置 [完了16公園]	緑政土木局
みどりが丘公園の整備	自然環境を保全し緑と水に囲まれた、魅力ある墓地公園を整備	供用面積 累計20.3ha 墓地供用区画 累計19,550区画	供用面積 累計21.9ha [完了1.6ha] 墓地供用区画 累計23,630区画 [完了4,080区画]	緑政土木局
都心主要公園の魅力アップ	名古屋を代表する都心の主要公園の魅力アップ（久屋大通公園・若宮大通公園・鶴舞公園）	検討	久屋大通公園 整備 若宮大通公園 リフレッシュ整備 鶴舞公園100周年 記念事業など	緑政土木局

^{*20}適正配置促進学区

公園の配置上、整備を促進する必要がある学区。1人当たりの公園面積が1.2m²未満などの基準に該当する「促進学区」と、1人当たりの公園面積が0.6m²未満などの基準に該当する「重点促進学区」の2つがある。

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑱～㉔の事業量等]	所管局
長期末整備公園への対応	現在未整備の都市計画公園について、全体方針、整備プログラムにもとづき事業を推進 都市計画見直しの実施	全体方針案及び整備プログラム案作成 —	整備プログラムにもとづく事業推進 先行取得地の早期市民利用 4か所 オアシスの森づくり事業 1か所 都市計画変更手続の推進	緑政土木局 住宅都市局
「みち・みず・みどりのネットワーク」の構築	人と自然が共生する都市、協働と循環の社会をめざし、道路、河川、公園緑地、農地などを有機的につなぐネットワークの構築	構想（案）の策定	構想の策定 実施計画の策定 市民・企業・NPOとの協働、普及啓発	緑政土木局
道路空間の緑化	歩道緑化・街路樹植栽・中央分離帯緑化など、街路樹による多様な緑化を推進	推進	推進 [歩道緑化 1.5km 街路樹植栽 405本 中央分離帯整備 2.3km]	緑政土木局
緑道の整備	公園・緑地などの緑の拠点や民有地の緑をネットワーク化し、歩行者や自転車利用者が安全で快適に利用できる道を整備	整備	整備 [完了0.25km]	緑政土木局
河川敷緑地の整備	河川激甚災害対策特別緊急事業 ^{*21} が完了した河川敷を緑地として整備	整備	整備 [完了2緑地 整備1緑地]	緑政土木局

^{*21}河川激甚災害対策特別緊急事業

洪水などにより激甚な被害が発生した河川について、概ね5か年で河川改修を完成し、再度の災害を防止する事業。

4 うるおいのある水辺環境の創出

基本方針

人と自然が共生できる、生態系に配慮した水辺環境の保全と育成を地域の人々などの参加によりすすめるとともに、きれいで豊かな水の流れやせせらぎなどを身近な場所に確保し、うるおいのある魅力的な水辺環境の創出をはかります。

現状と課題

市民に親しまれる水辺空間の創出や多様な生物の生息環境を確保するために、堀川の総合整備、多自然の水辺づくり、ヘドロの除去、新たな水源の確保などによる水質の向上をすすめています。また、下水道の人口普及率は平成17年度末で98.2%に達し、河川の水質はかなり改善されてきましたが、さらなる水質改善のため100%早期達成をめざし、整備をすすめています。

今後も、下水道の高度処理や合流式下水道の改善などをすすめ、水環境の向上をはかるとともに、市民とのパートナーシップにより、うるおいのある水辺環境を創出し、守り育てていくことが重要です。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
堀川（小塩橋付近）のBOD	4.2mg/ℓ (17年度)	5.0mg/ℓ	緑政土木局
数値目標設定の考え方：2010年（平成22年）の堀川開削400周年に向けて、上流域でオイカワなどが生息できる程度まで水質浄化をめざす。			
数値目標設定当初の現状値（平成14年度）は5.9mg/ℓ			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
堀川の総合整備	護岸整備や水辺空間整備をすすめるとともに、ヘドロ除去や水質浄化の社会実験などにより「うるおいと活気の都市軸」として堀川を再生	護岸整備 進捗率24.5%	護岸整備 進捗率26.9%	緑政土木局
		遊歩道整備 累計5.2km	遊歩道整備 累計5.5km [完了300m]	
		ヘドロ除去	ヘドロ除去 [18,000m ³]	
		浄化社会実験の実施	浄化社会実験の実施 木曽川から最大 0.4m ³ /秒	

	堀川の魅力向上のため、登録有形文化財旧加藤商会ビル ^{※22} の活用とともに、納屋橋南地区でも開発整備をすすめる、納屋橋地域の活性化を推進	旧加藤商会ビルの活用 納屋橋南地区整備事業の検討 記念事業の検討	旧加藤商会ビルの活用 納屋橋南地区整備事業の施行・完了 記念事業の実施	
ふるさとの川整備	山崎川の可和名橋から出合橋までの区間（約2.8km）において、河川改修にあわせ沿川の地域特性を生かした良好な水辺空間を形成	護岸整備 累計2,103m	護岸整備 累計2,263m [完了160m]	緑政土木局
河川等の環境整備	河川などについて、うるおいとやすらぎのある空間を創出するため、水辺の散策路整備、水辺の緑化などを実施 農業用水路について、散策や自然観察などの多目的レクリエーションの場としても活用されるよう整備	整備 進捗率 植田川74% 荒子川88% 整備 進捗率 庄内用水路 86% 中井筋 75% 稲葉地井筋 33% 山西用水路 86%	整備 進捗率 植田川74% 荒子川91% 整備 進捗率 庄内用水路 88% 中井筋 80% 稲葉地井筋 39% 山西用水路 91%	緑政土木局

※22旧加藤商会ビル

昭和6年に納屋橋北東に大正時代の建築様式で建てられた後、タイの領事館、事務所、倉庫とさまざまに用途を変え使用され、平成16年度の修復・改修により堀川再生のシンボルとして蘇る。国の登録有形文化財に指定されている。

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑰～⑳の事業量等]	所管局
健全な水循環の確保	<p>雨水の地下浸透や緑の蒸発散などの自然の水循環機能を回復・保全することにより、豊かな地下水・湧き水の確保や水辺のうるおいの再生、ヒートアイランド現象の緩和を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水浸透施設の普及などによる水循環機能の回復 ・ 人にも生き物にもやさしい水辺や緑があるまちづくり ・ パートナーシップによる水の環の復活 	<p>なごや水の環(わ)復活プランの策定</p> <p>雨水浸透指針の運用</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>なごや水の環(わ)復活プランの推進</p> <p>なごや水の環(わ)復活推進協議会、「場」の懇談会の実施</p> <p>雨水浸透指針の運用</p> <p>環境用水への活用を含めた地下水の適正利用の検討</p> <p>水の環復活推進調査</p> <p>湧き水モニターの設置・運営</p> <p>湧き水マップ、水環境冊子の作成</p>	環境局
市民と連携した河川愛護活動	川にちなんだ行事の開催や市民のボランティア活動を通して、河川の美化や河川愛護意識を普及啓発	<p>イベントの実施</p> <p>愛護団体の育成</p> <p>新たな市民連携の検討</p>	<p>イベントの実施</p> <p>愛護団体の育成</p> <p>新たな市民連携の検討・実施</p>	緑政土木局
水辺で学ぶ川づくり	川の自然環境や川と生活との関わりについて、実体験を通して学ぶことができるリバースクール、意見交換会などを実施	年15回 (16・17年度平均)	年15回	緑政土木局
他河川からの導水、ため池の水の有効利用	他河川からの導水、ため池の水の有効利用などにより、河川などの水量確保と水質改善を推進	導水実施河川 累計4河川	導水実施河川 累計6河川	緑政土木局

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑩～⑫の事業量等]	所管局
合流式下水道の改善	河川環境整備のすすめられている堀川・山崎川・中川運河流域などにおいて、雨天時初期の汚れた雨水が河川などに流出することを防止する雨水貯留施設を整備、ごみの流出を抑制するきょう雑物除去装置や雨水スクリーンを整備・改良	雨水貯留施設 累計9か所 きょう雑物除去装置 累計32か所 ポンプ所のスクリーン目幅縮小 累計10か所	雨水貯留施設 累計12か所 [完了3か所 整備4か所] きょう雑物除去装置 累計137か所 [完了105か所] ポンプ所のスクリーン目幅縮小 累計14か所 [完了4か所 整備4か所]	上下水道局
下水道の整備	下水道普及率100%の早期達成をめざし、未整備区域における下水道を整備 下水処理施設の増設、新設	人口普及率 98.4% 整備	人口普及率 概ね100% 整備 [完了1か所 整備1か所]	上下水道局
下水道施設の改築・更新（処理場など）	老朽化している下水処理場や汚泥処理場の改築・更新を、耐震化や機能向上、温室効果ガスの削減に留意して実施 ・下水処理場の改築・更新 ・汚泥処理場の整備・更新 ・下水管きよの更新	改築 更新 整備 更新 更新	改築 [整備 1か所] 更新 14か所 整備 [完了 1か所 整備 1か所] 更新 2か所 更新 116km	上下水道局

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
下水道の高度処理導入	名古屋港・伊勢湾の富栄養化の防止や堀川・中川運河など市内河川の水質向上のため、下水処理場の新增設・改築の際に、窒素・リンの除去率を高める高度処理施設を整備	高度処理の導入 累計2か所	高度処理の導入 累計3か所 [完了1か所 整備2か所]	上下水道局
	省面積型高度処理の実証試験を実施	実施	実施 1か所	
	堀川流域の水質向上のため、高度処理施設（ろ過設備）を検討・整備	検討	検討・整備	
上下水道施設の空間利用	浄水場、処理場などの上下水道施設の新増設・改築時にあわせて、都市環境、まちづくり、防災などに配慮した施設を整備	検討	実施 [完了1か所]	上下水道局

2-3 廃棄物の減量と処理

1 循環型社会構築に向けた3Rの推進

基本方針

循環型社会の実現をめざし、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、リデュース（Reduce：ごみの発生抑制）、リユース（Reuse：使用済み製品の再利用）、リサイクル（Recycle：原材料として再利用）の優先順位で3Rを積極的に推進し、ごみを出さないライフスタイルや事業活動を促進します。

また、公共工事にとまなう建設廃棄物などの再資源化を促進します。

現状と課題

平成11年2月の「ごみ非常事態宣言」後、プラスチック製容器包装・紙製容器包装の資源収集をはじめ、市民・事業者・行政の協働のもとで、さまざまな取り組みをすすめてきた結果、平成17年度にはごみ量は3割減、資源回収量は2.6倍という成果を収めることができました。しかし、世帯数や人口は、想定を上回って伸びており、目標達成のためには、分別の徹底や生ごみ資源化の推進をすすめるとともに、ごみも資源も元から減らしていく発生抑制をいっそうすすめることが必要です。

こうした発生抑制を中心とした3Rの取り組みのほか、地球環境問題の取り組み、地域における分別指導などの問題などに対応し、市民協力・協働を強め、実効性ある市民の自主的な取り組みを促進するため、市民参画によって「第4次一般廃棄物処理基本計画」の策定をすすめているところです。

また、本市の公共工事において発生する建設副産物や維持管理作業から発生するせん定枝、下水処理にとまなう汚泥などの有効利用を促進していくことが必要です。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
ごみと資源の総排出量	111万トン (17年度)	108万トン	環境局
数値目標設定の考え方：総排出量をこれ以上増やさず、平成12年度の水準（108万トン）以下に抑制する。			
資源回収量	39万トン (17年度)	46万トン	環境局
数値目標設定の考え方：分別の徹底などにより資源の回収率を家庭系40%、事業系50%に引き上げ、回収量を高める。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑱末見込み)	計画目標 【⑲～㉒の事業量等】	所管局
3Rの総合的推進	<p>第4次一般廃棄物処理基本計画を、市民参画により策定</p> <p>循環型社会の実現に向けた地域における協力・協働の促進</p> <p>中部圏ゴミゼロ型都市推進協議会による広域3R普及啓発事業を実施</p>	<p>現行計画の検証と市民参画会議などによる検討</p> <p>検討</p> <p>検討・準備</p>	<p>策定・推進</p> <p>検討・実施</p> <p>検討・実施</p>	環境局
ごみ多量排出事業者に対する指導の強化	大規模事業所と多量排出事業所を対象に指導を実施	立入件数 720件	立入件数 780件	環境局
容器包装削減運動の促進	<p>レジ袋削減のため、レジ袋を断るともらえるシールを一定数集めると買い物券として利用できる共通還元制度「エコクーびょん」を実施</p> <p>レジ袋有料化の促進</p> <p>販売時の容器包装削減を促進</p>	<p>実施</p> <p>検討</p> <p>検討</p>	<p>実施</p> <p>実施</p> <p>検討・実施</p>	環境局
リユースの推進	<p>イベントなどでの使い捨て容器の使用を削減するため、食器や食器洗浄車の貸し出しを行うリユースカップ事業を実施</p> <p>飲食店などにおけるリユース食器の導入を促進</p> <p>マイカップの利用を促進するため、マイカップ型自販機の導入を促進</p> <p>粗大ごみの修理・展示・販売を行うとともに、修理教室など参加型啓発事業を推進</p>	<p>実施</p> <p>検討</p> <p>マイカップ型自販機の先行導入</p> <p>粗大ごみの修理・展示・販売</p> <p>普及啓発の実施</p>	<p>実施</p> <p>リユース食器使用の普及</p> <p>マイカップ型自販機の普及・拡大</p> <p>粗大ごみの修理・展示・販売</p> <p>普及啓発の充実</p>	環境局

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑩～⑫の事業量等]	所管局
放置自転車の再使用の促進	市民向け・海外向けに放置自転車の再使用を促進	再使用率 31%	再使用率 35%	緑政土木局
市民によるリサイクルの促進	学区や子ども会などが行う集団資源回収活動や市民団体が行うリサイクルステーション*1活動を支援	集団資源回収団体への支援 リサイクルステーション活動への支援	集団資源回収団体への支援 リサイクルステーション活動への支援	環境局
生ごみ等の資源化	家庭から排出される生ごみの分別収集・資源化 生ごみ処理機などを購入する市民に対する補助 事業系生ごみの資源化ルートを構築するなど事業者による生ごみの発生抑制、再生利用、減量を促進 バイオマスタウン構想*2の活用による生ごみなどの資源化を促進	一部地域で堆肥化による資源化の実施および対象地域の拡大に向けた検討 資源化施設整備手法の検討 補助 990件 事業系生ごみの再生利用などの実施率 20% (17年度) 構想の策定準備	対象地域の拡大 資源化施設整備手法の検討・推進 補助 年1,100件 事業系生ごみの再生利用などの実施率 20% 構想の策定・進行管理	環境局
適正な資源分別の推進	資源とごみとの分別の徹底をはかり、より一層の資源収集を推進するため、ごみ分別推進員を活用するなどして指導啓発を実施	市の資源収集量 86,000トン (17年度)	市の資源収集量 123,000トン (22年度)	環境局

*1 リサイクルステーション

市民団体がスーパーマーケットの駐車場などで、不特定多数の市民を対象に設置し、新聞紙、雑誌、段ボールなどを回収する場所。

*2 バイオマスタウン構想

地域におけるバイオマス（生ごみ、植物性廃棄物、下水汚泥など）の利活用をすすめるため、農林水産省などからなる「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」が募集している構想。

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
溶融スラグ ^{*3} の有効利用	焼却灰を溶融処理することで埋立処分量を削減	焼却灰の溶融処理量 11,400トン 溶融スラグの有効利用調査 溶融スラグストックヤード整備(南陽工場)	焼却灰の溶融処理量 45,500トン(22年度) 溶融スラグの有効利用調査 完成・稼動	環境局
建設副産物の有効利用	公共工事で発生するアスファルト塊、コンクリート塊の建設廃棄物や発生土の再利用を推進	再生利用率 アスファルト塊 99.7% コンクリート塊 99.2% 発生土 68.4% (17年度)	再生利用率 アスファルト塊 100% コンクリート塊 100% 発生土 90%	緑政土木局はじめ関係局
浄水場からの発生土の有効利用	浄水処理にともなう発生土を園芸用培養土、グラウンド造成材およびセメント原料として有効利用	有効利用率 100%	有効利用率 100%	上下水道局
下水汚泥の有効利用	下水処理にともない発生する汚泥焼却灰をセメント、埋め戻し材などとして有効利用	有効利用率 90%	有効利用率 95%	上下水道局
植物性廃棄物の有効利用	市内の公園および街路樹の維持管理作業から発生する植物性廃棄物のうち、刈草、落葉、せん定枝の有効利用をはかるため、これら一部をチップ化および堆肥化し、植栽工事や植栽基盤工事などでの利用を推進	チップ化・堆肥化率 せん定枝100% 刈草60% 落葉20%	チップ化・堆肥化率 せん定枝100% 刈草68% 落葉28%	緑政土木局

^{*3} 溶融スラグ
ごみの焼却灰などを高温で溶融し、ガラス状に固化したものを。

2 安全で適正なごみ処理の推進

基本方針

焼却工場での有害化学物質の発生を抑制し、安全かつ衛生的な処理を推進することはもとより、地球環境の保全に配慮した資源・エネルギーの効率的な回収や埋立処分量の削減をすすめ、環境への負荷の少ない資源循環型のごみ処理システムの構築をめざします。

産業廃棄物については、排出者処理責任の原則のもとに、減量・適正処理についての指導・監督を行います。

現状と課題

埋立処分場は、廃棄物を適正処分するため必要不可欠な施設です。ごみの減量によって焼却量や埋立量が減少しているものの、依然として他都市に処分場を依存する状態は続いていることから、将来のごみ処理動向に適応した適正規模での処分場確保をすすめます。

今後は、埋立量をさらに削減するため、焼却灰の全量溶融処理をめざし、溶融処理機能を持つ鳴海工場を整備するとともに、「第4次一般廃棄物処理基本計画」の策定のなかで、南陽工場はじめ焼却施設全体の溶融処理体制について検討していきます。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
焼却灰を溶融処理する割合	15% (17年度)	100%	環境局
数値目標設定の考え方：第3次一般廃棄物処理基本計画にもとづき、焼却灰の減容、重金属などの安定・無害化のため、焼却灰の全量溶融処理を目標とする。			
ごみの埋立量	11万トン (17年度)	2万トン	環境局
数値目標設定の考え方：第3次一般廃棄物処理基本計画にもとづき、焼却灰の溶融処理などにより、埋立量の削減を目標とする。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
鳴海工場の改築	可燃ごみや焼却灰などを溶融処理するための施設を整備	PFI*4による建設	完成・稼動	環境局

*4 PFI

Private Finance Initiativeの略。民間の資金や経営能力、技術的能力を活用して公共施設などの設計・建設から維持管理・運営までを一体的に行うことにより、従来公共部門が担ってきた公共サービスをより効果的・効率的に市民に提供する事業手法。

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
埋立処分場の整備	<p>ごみの徹底した減量化・減容化をはかったうえで、なお残る焼却残渣^{*5}などを、安全で環境に配慮した埋立処分をするため、処分場の保守および整備を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛岐処分場 ・ 第一処分場 ・ 新規処分場 <p>尾張地域市町村と共同利用する広域処分場の確保</p>	<p>整備</p> <p>整備</p> <p>調整</p> <p>検討および調整</p>	<p>整備</p> <p>整備</p> <p>生活環境影響調査、設計</p> <p>検討および調整</p>	環境局
不法投棄の防止	<p>不法投棄防止パトロールや監視カメラによる監視、専用ファクシミリでの不法投棄情報の受付を行うほか、区安心・安全で快適なまちづくり協議会専門部会、隣接市町村不法投棄連絡会議を通じて不法投棄の要注意場所を解消</p>	<p>要注意場所数 49か所</p>	<p>要注意場所数 25か所</p>	環境局

^{*5} 焼却残渣
焼却や熔融処理の後の残渣。